令和4年白老町議会議案説明会会議録

令和4年10月27日(木曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前10時54分

〇議事日程

1. 白老町議会定例会10月会議議案説明

〇会議に付した事件

1. 白老町議会定例会10月会議議案説明

〇出席議員(13名)

1番 久 保 一 美 君 2番 広 地 紀 彰 君

3番 佐 藤 雄 大 君 4番 貮 又 聖 規 君

5番 西 田 祐 子 君 6番 前 田 博 之 君

7番森哲也君8番大渕紀夫君

9番 吉 谷 一 孝 君 10番 小 西 秀 延 君

11番 及 川 保 君 12番 長谷川 かおり 君

13番 氏 家 裕 治 君

〇欠席議員(1名)

14番 松 田 謙 吾 君

○説明のため出席した者の職氏名

子育て支援課長

総務課長 高尾利弘君

企画財政課長 大塩英男君

産業経済課長 工藤智寿君

産業経済課参事 齋藤大輔君

町 民 課 長 久 保 雅 計 君

建設課長 瀬賀重史君

健康福祉課長 下河 勇 生 君

高齢者介護課長 山本康正君

学校教育課長 鈴木徳子君

生涯学習課長 伊藤信幸君

消 防 長 後藤 悟君

渡邊博子君

病院事務長村上弘光君

〇職務のため出席した事務局職員

事務局長 本間 力君

主 査 八木橋 直 紀 君

◎開会の宣告

○副議長(氏家裕治君) これより令和4年定例会10月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

(午前10時00分)

〇副議長(氏家裕治君) 定例会10月会議に町長から提案のあった議案は、令和4年度一般会計の補正予算1件、専決処分の報告3件、合わせて4件であります。

それでは順次、議案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和4年度白老町一般会計補正予算(第8号)の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 議案第1号、令和4年度白老町一般会計補正予算(第8号) の説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、 コロナ交付金を活用した事業が5事業、金額につきましては1億4,279万6,000円のコロナ交付 金を活用した事業を含めた補正予算になってございます。

こちらのコロナ交付金の事業内容につきましては、別添資料に記載をしておりまして、私の 説明の後に担当課長よりそれぞれ説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明に入らせていただきますので、議案書議1-1を御覧ください。令和 4年度白老町一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出それぞれ3億3,614万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を116億4,376万円とするものでございます。

続きまして2ページの「第1表歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書、2、歳出から説明させていただきますので8ページ、9ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費、(1)、財産管理事務経費111万1,000円の増額補正でございます。東町2丁目52番3他2筆の町有地に所在をしております苫小牧警察署白老交番につきまして、建物の改築に伴い、北海道警察本部より用地確定測量の依頼があったことから用地測量に係る経費を計上するものでございます。財源は当該経費について北海道警察本部が負担することとなりますので、雑入の用地測量業務委託負担金でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、9目企画調整費、(1)、ふるさと納税推進PR事業770万円の増額補正でございます。ふるさと納税PR事業として新たなインターネット広告の掲載と、全国放送のテレビ番組におけるふるさと納税を含めた本町の魅力を宣伝するための広告執行に関する経費を計上するものでございます。一般財源の増額でございますが、ふるさと納税寄附金の一般寄附金分から増額分を増額するものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、(1)、物価高騰緊急支援 非課税世帯臨時特別給付金事業1億8,437万4,000円の新規計上でございます。国の物価賃金生 活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世 帯等に対して、1世帯当たり5万円を給付する臨時特別給付事業を実施するものでございます。 対象者は令和4年9月30日における世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税である世帯 と、予期せず本年1月から12月までの家計が急変し、住民税均等割が非課税となる世帯と同様 の事情にあると認められる世帯でございます。予算内容でございますが、職員手当等は職員の 時間外手当等49万円、需要費58万2,000円は窓あき封筒やプリンタートナー代として、役務費173 万7,000円は郵送料、振込手数料として、委託料181万5,000円は本事業のシステム改修業務委託 料を計上するものでございまして、事務費合計で462万4,000円でございます。次に、物価高騰 緊急支援非課税世帯臨時補助金でございますが、本年1月に実施いたしました10万円を給付し た非課税世帯臨時特別給付事業の実績から対象世帯を3,595世帯見込みまして1億7,975万円を 計上するものでございます。財源は全額国の非課税世帯臨時特別給付金事業補助金を充当いた します。次のページをお開きください。2目老人福祉費、(1)、高齢者・障がい者生活支援給 付金事業(交付金事業)でございます。8,514万7,000円の新規計上でございます。財源は全額 地方創生臨時交付金を充当いたします。先ほど申しましたとおり事業内容につきましては後ほ ど説明させていただきます。続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、(1)、白老 町子育て世帯生活支援臨時給付事業(交付金事業)2,072万8,000円の新規計上でございます。 財源は地方創生交付金780万5,000円、一般財源1,292万3,000円でございます。

次のページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、(1)、一次産業事業者物価高騰支援事業(交付金事業)1,426万7,000円の新規計上でございます。農業事業者に対する給費金支給事業でございます。財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして、2項林業費、1目林業振興費、(1)、一次産業事業者物価高騰支援事業(交付金事業)307万8,000円の新規計上でございます。林業事業者に対する給費金支給事業でございます。財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして、3項水産業費、1目水産振興費、(1)、一次産業事業者物価高騰支援事業(交付金事業)1,957万6,000円の新規計上でございます。漁業者に対する給付金の支給事業であります。財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。漁業者に対する給付金の支給事業であります。財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。

次のページをお開きください。10款教育費、4項社会教育費、4目文化財保護費、(1)、文化財行政事務経費16万8,000円の増額補正でございます。このたび北海道遺産第4回選定の決定があり、仙台藩元陣屋が72番目となる北海道遺産に決定したことから、北海道遺産の決定を祝した懸垂幕を役場、しらおい経済センターに、横幕を陣屋資料館に掲げるため懸垂幕等の作成に係る経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。4ページ、5ページにお戻りください。20款繰入金、1項繰入金、7目財政調整基金繰入金、1財政調整基金繰入金、1財政調整基金繰入金1,292万3,000円の計上であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、白老町子育て世帯生活支援臨時給付事の一般財源分を繰入れするものでございます。

次のページを開きください。21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1前年度繰越金16万8,000

円の計上でございます。歳出総額に対する歳入不足として計上するものでございます。これによりまして、この後説明をさせていただきます専決処分による令和4年度白老町一般会計補正予算(第7号)を合わせまして繰越金の留保額が7,430万8,000円となるところでございます。補正予算の説明につきましては以上でございます。

続きまして、別冊の青表紙の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の資料を御覧いただきたいと思います。資料1を御覧ください。地方創生臨時交付金の拡充についてで、1、全体概要でございます。本年9月9日に国が物価高騰対応の追加策の一つといたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金(重点交付金)」の創設を決定いたしまして、国全体として6,000億円の交付金の追加配分が実施されたところでございます。

次に、2でございますが、この国の決定を受けまして本町に追加配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の金額は6,574万6,000円となっております。

続きまして、3、対象事業でございますが、今回の交付金につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、重点的、効果的に活用することとされておりまして、国から「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」や「農林水産業における物価高騰対策支援」など効果的と考えられる推奨メニューが国から提示されております。

その内容を踏まえまして、本町におきましては、次のページの資料2のとおり、高齢者・障がい者生活支援給付金事業をはじめとした5事業を実施したいものでございます。

最後に、4、令和4年度の交付金の交付状況でございますが、(1)、交付限度額は、このたび追加されました6,574万6,000円を合わせまして、令和4年度におきましては総額で3億1,928万1,000円の交付を受けております。次に、(2)、予算計上額(対象経費)でございますが、今回の第8号補正、1億4,279万6,000円を合わせまして、合計で363,220万4,000円となっております。

この結果、今回の補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全て活用してございまして、不足する1,292万3,000円につきましては、財政調整基金から繰入れるものでございます。なお、今後交付金事業におきまして、不用額等が発生した場合につきましては、その状況によりまして繰入れた財政調整基金を組み戻しする考え方を持っています。私からの説明は以上でございます。

- 〇副議長(氏家裕治君) 山本高齢者介護課長。
- **〇高齢者介護課長(山本康正君)** 別紙資料、事業番号1番の高齢者・障がい者生活支援給付金事業について説明をさせていただきます。

この事業につきまして、実は昨年度、同様の事業を実施しておりまして、一人当たり5,000円を給付させていただいておりますが、このたびの事業におきましては1万円に増額して事業実施をと考えております。事業費、8,514万7,000円となります。全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上になります。事業目的は、新型コロナウイルス感染症拡大等による物価高騰等の影響を受けている町内の高齢者及び重度障がい者の負担軽減でございます。事業概要につきましては、支給対象は令和4年11月1日時点において住民基本台帳に記載

されている昭和33年3月31日以前に生まれた方、こちらは令和4年度中に65歳以上になる方になりますが、そちらの方と重度障がい者の方でございます。支給額は、対象者一人当たり1万円。支給手続きにつきまして、申請期間を令和4年12月中旬、こちらは申請書の発送準備が整い次第となりますが、なるべく早めに発送させていただき、令和5年2月末までの申請期間を設けたいと考えております。給付時期は、申請書が町に届き次第随時支給になりますが、昨年度実施しておりまして口座登録等が既にされておりますので、プッシュ型で申請をしなくても同じ口座に入れることで了承いただければ、その方については申請なしで給付させていただくという簡素化をして、スピーディーな形でやりたいと考えております。事業費の内訳は、事務費等々が700万円ほどありまして、交付金7,800万円となっております。事業効果につきましては、コロナ禍において物価高騰等の影響を受ける高齢者及び障がい者の負担軽減により、生活水準が維持され健康維持に寄与するということでございます。

〇副議長(氏家裕治君) 渡邊子育て支援課長。

〇子育て支援課長(渡邊博子君) 続きまして事業番号2番、白老町子育て世帯生活支援臨時 給付事業でございます。事業費は2,072万8,000円でございます。財源の内訳は、新型コロナウ イルス感染症対応地方創生臨時交付金と一般財源でございます。事業目的は、物価高騰等の影 響を受けている町内の子育て世帯等の負担を軽減することでございます。事業概要、この給付 金の支給対象となる児童についてでございます。①、令和4年9月分の児童手当の対象児童、 ②、令和4年9月30日時点で、所得制限超過により児童手当受給資格喪失者に養育されている 児童等、③、令和4年9月30日時点で、平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれで養育 されている生徒等、④、令和4年9月30日時点で、平成12年4月2日から平成16年4月1日生 まれで令和4年度住民税特定扶養親族として申告されている者、⑤、令和4年10月1日から令 和5年3月31日までに出生した乳児となってございます。支給対象者は、対象となる児童等を 養育している者でございます。支給額は、対象児童一人当たり1万円。支給手続きにつきまし ては、プッシュ型または申請に基づきということで、プッシュ型につきましては、昨年度実施 した子育て世帯の臨時給付金等の口座情報を既に把握しておりますので、その口座等を活用し て申請なしで支給をいたします。また、口座等の情報を把握していない者については、申請を お受けいたします。時期としては、プッシュ型につきましては、11月下旬から12月初めくらい までには支給できるように進めてまいります。申請者につきましては、申請受理後2、3週間 をめどに支給の予定となっております。そして内訳でございますが、対象児童が2,000人と見込 んでございまして、交付金が2,000万円、そのほか需用費、役務費となってございます。事業効 果は、コロナ禍において物価高騰等の影響を受ける子育て世帯等の負担軽減により、子供の健 やかな健康と成長に寄与するものでございます。

〇副議長(氏家裕治君) 工藤産業経済課長。

〇産業経済課長(工藤智寿君) 事業番号3番、一次産業事業者物価高騰支援事業(農業事業者)について説明させていただきます。事業費1,426万7,000円。財源は、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となってございます。事業目的は、新型コロナウイルス感染症拡大等による物価高騰等の影響を受けている町内の一次産業事業者(農業事業者)におけ

る安定的な経営及び事業の維持・継続を図ることを目的として給付金を支給するものでございます。事業概要は、支給対象は町内に住所を有する農業事業者。支給額につきましては、大きく2点に分かれております。(1)、畜産農家につきましては、9月30日現在で飼養している畜種数ごとに1頭当たり1か月の飼料高騰相当分の単価を乗じた金額となっております。具体的に説明させていただきますと、乳用牛につきましては、月齢12か月未満は単価2,000円、月齢12か月以上は4,000円。肉用牛につきましては、月齢12か月未満は2,000円、月齢12か月以上は3,000円。豚につきましては、離乳子豚は1,000円、肥育豚、繁殖豚は2,000円。鶏は、採卵用、肉用も含めまして100円。馬は1万4,000円、綿羊は1,000円という単価でございます。こちらをそれぞれ飼養頭数ごとに支給額を決定するという内容でございます。(2)、野菜農家につきましては、令和3年1月から12月までに使用した事業用燃油量に25円を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた金額で、こちらにつきましては令和3年、令和4年9月までの、それぞれガソリン、軽油、灯油、燃油等を比較した中で平均しますと25円上がっています。高騰した部分の使用量を報告いただきまして、確認後に支給させていただくという内容でございます。事業効果でございますが、コロナ禍において物価高騰等の影響を受ける一次産業事業者(農業事業者)の経営の安定に寄与するという中身でございます。

次のページ、4番、一次産業事業者物価高騰支援事業(林業事業者)でございます。事業費307万8,000円。こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が全額充当される内容となってございます。事業目的も先ほどと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大等による物価高騰等の影響を受けている町内の一次産業事業者(林業事業者)における安定的な経営及び事業の維持・継続を図ることを目的として給付金を支給するものでございます。事業の概要でございますが、支給対象は、町内に住所を有する林業事業者。支給額につきましては、令和3年1月から12月までに使用した事業用燃油量に25円を乗じ千円未満を切り捨てた金額で、上限は30万円となってございます。事業効果として、コロナ禍において物価高騰等の影響を受ける一次産業事業者(林業事業者)の経営の安定に寄与するという内容でございます。

〇副議長(氏家裕治君) 斎藤産業経済課参事。

〇産業経済課参事(斎藤大輔君) 続きまして事業番号5番、一次産業事業者物価高騰支援事業(漁業者)でございます。事業費1,957万6,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額充当いたします。事業概要、支給対象は、町内に住所を有し船外機船を除く自ら船舶を所有している漁業者であります。支給額は、令和3年1月から12月までに給油した総燃油量に農林業事業者と同じく25円を乗じ千円未満を切り捨てた金額で、上限は30万円として支給するものでございます。実施方法は、いぶり中央漁業協同組合へ補助を行い支援対象者に対し給付金を支給いたします。事業費内訳は、112名を想定し予算措置をしております。給付金1,883万円と事務費74万6,000円を合わせて1,957万6,000円の事業でございます。

〇副議長(氏家裕治君) 議案の説明が終わりました。

これより、議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番(西田祐子君) まず、高齢者・障がい者生活支援給付金事業が、1万円ずつ高齢者・障がい者に当たるわけなのですが、その前に非課税世帯に国のほうから直接5万円を差し上げています。そのようなことで二重にもらえることになるのですか。その辺をわかりやすく説明してください。

もう一つ、一次産業の燃料費の部分ですが、これは上限30万円となっているのですが、事業所によって大きいところと小さなところがあるのですが、30万円で切らなければならない理由、大きなところはそれで大丈夫なのか、そちらも分かりやすく説明していただければと思います。

- 〇副議長(氏家裕治君) 山本高齢者介護課長。
- **〇高齢者介護課長(山本康正君)** 高齢者・障がい者の生活支援給付金事業でございますが、こちらは先ほどございました国で行う低所得者の方への5万円の給付とは別で、所得制限等は全く設けておりませんので、65歳以上の方、一定の重度の障がいをお持ちの方に1万円ずつ全員支給になります。国の5万円の給付とは別に支給させていただきます。
- 〇副議長(氏家裕治君) 工藤産業経済課長。
- ○産業経済課長(工藤智寿君) 30万円で打ち切りとした根拠といいますか、これは非常に難しい部分がございまして、30万円がいいのか、40万円、50万円がいいのか、正直難しいいところがあります。ただ、町の考え方、担当課の考え方としては、今回1回限りの支援ではなくて、特に今、ウクライナでの紛争もあって、ますます燃料費も含めて様々な物価が上がっている中において、これからも継続していく必要があるだろうと考えておりまして、引き続きやりたいという思いがあることをご理解いただきたいと思います。30万円がよかったのか、もっと高いほうがよかったのかは議論が必要かもしれませんが、ある程度予算の範囲内で継続性を含めて考えていくと、30万円という考え方で今回提案させていただいたという内容でございます。
- O副議長(氏家裕治君) ほかに質疑をお持ちの方はどうぞ。 6番、前田博之議員。
- ○6番(前田博之君) 確認だけしておきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の資料1の一番下で、一般財源の持ち出しがあります。これまでも一般財源の持ち出しがあると言ってきて、交付金で調整すると言っていたのだけれど、令和3年度までに数字も2,000万円くらいあったのだけれど、それについては清算されているのかどうか。引き続いて持越した話になるのか。過去にあった分の幾らを一般財源に振り返ると言っていたものが、いつの時点の交付金で整理されているのか。これは重要なことなのです。

次に、補正予算の9ページの物価高騰緊急事業、これは前回も議論したはずなのです。そのときに臨時交付金の該当世帯が分からないからこれから調べるという話だったのだけれども、もう少し具体的に、前回補正予算を上げた事業と今回追加している部分の比較、どのようにしてこのようになったのか。金額が大きいのでその辺もう一度具体的に説明してください。それによってはまた本会議で質問します。

もう一つ、第一次産業へ支援するのはいいです。根拠を聞きたいのですが、燃料等に補助する算出、単価の25円は別にして、そのためにも令和3年の1月から12月末としていますが、こ

れは今燃料費については国も事業者に補助金を出しているのだけれど、この考え方なのですが 逆に令和4年の1月から9月、その辺の単価を比較して、その効果によって25円と出したのか。 その辺がどのような差額になっているのかを確認したいと思います。

- 〇副議長(氏家裕治君) 大塩企画財政課長。
- ○企画財政課長(大塩英男君) 1点目の財政調整基金の繰り入れの関係でございます。令和 4年度につきましては、これまでずっと事業にコロナの交付金を活用させていただいて、新型 コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全て活用したことで、今回初めて財政調整基金1,200万円を繰り入れたという状況でございます。令和3年度の関係でございますが、令和3年度の実績といたしましては、トータルとして一般財源、財政調整基金として繰り入れたものが180万円、財政調整基金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で財政調整基金を繰り入れております。これはどうしても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業執行見込、国である程度精算されますので、その部分との兼ね合いでどうしても180万円ほど、令和3年度につきましては一般財源を活用したという現状でございます。説明が重複するかと思いますが、令和4年度につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の不用額の発生も想定されますので、不用額が出た場合にはこれまでどおり財政調整基金へ繰り戻しをするという考え方でございます。
- 〇副議長(氏家裕治君) 高尾総務課長。
- ○総務課長(高尾利弘君) 非課税世帯の関係で、今回物価高騰ということで、実際にコロナ対策とはある程度分けられておりまして、前回の部分につきましては、流れ的には非課税世帯に対しては今回3回目になるのですが、1度目は非課税世帯に対して令和3年1月1日現在、住民登録は令和3年の12月10日を基準日として行った事業でございまして、数については、1回目は適切に把握できました。1回目の申請状況とか、令和4年1月1日の分、従来課税世帯であった人が非課税の対象になるということで、当初の算出よりも実際には対象者数が増えたところもあり、補正をさせていただきました。今回につきましては、令和4年9月30日現在で住民基本台帳に登載されている非課税の方が対象になるのですが、こちらについてはまだ機械を回していませんが、1回目と同じ方法になりますので、1回目の課税状況の実績を参考に、世帯数を設定させていただいたところです。
- 〇副議長(氏家裕治君) 工藤産業経済課長。
- 〇産業経済課長(工藤智寿君) 燃料高騰部分の単価の出し方でございます。先ほど私の説明が不足していて申し訳ありません。正確に説明させていただきますと、令和3年1月から9月分と、令和4年1月から9月分の実績数字を押さえていますので、それぞれの単価を比較した結果の平均額25.2円ということで、あくまでも令和3年度と令和4年度の9月までの分を比較した上で、端数を切り捨てて25円で計算してございます。
- O副議長(氏家裕治君) 6番、前田博之議員。
- **〇6番(前田博之君)** 今回、3回目として新たに給付事業を行うということでいいのですか。 こちらの青表紙の資料に載っていないので、前回の追加で差し引きというか、整理したのかと 思ったのですが、今回3回目ということですか。非課税の人に3回目の給付ということですか。

- 〇副議長(氏家裕治君) 高尾総務課長。
- ○総務課長(高尾利弘君) 端的に言いますと、今までの2回の事業とは全く別の考え方で事業を進めていきます。今回、国の直接的な事業の部分もございますので、地方創生交付金事業ではないというところで、絶対やらなければならない事業ということでこちらのほうに載せていますが、あくまでも、1回目は当然新規の取組、2回目は1回目に令和3年度分を申請し忘れた人などにプラス令和4年度が入っていたので基準日が若干変わった部分あったのですが、今回は新たに基準日を設けているのですが、非課税世帯への給付という意味では3回目ということで、金額も5万円と前回の10万円から変わっているということで、基本的には方法や考え方は踏襲しておりますがまた別の事業という意味合いもあるということです。
- **〇副議長(氏家裕治君)** 大塩企画財政課長。
- **○企画財政課長(大塩英男君)** 前田議員からご質問のあった青表紙に書かれている事業とい うのは、国から地方創生臨時交付金ということで、町が交付金を受けて実施していく事業で、 今回の提案でございます。

物価高騰緊急支援非課税世帯というのは国直接の事業でございまして、国が10万円を皆さんに支給します。町経由で行うものですから、この地方創生臨時交付金とは別枠の交付金事業という形で住み分けている状況でございます。

- **〇副議長(氏家裕治君)** 6番、前田博之議員。
- **○6番(前田博之君)** 議案説明会なのでざっくりと話しているのですが、直接国から来て町の予算を通すものについては、国がやるから何も考えないでそのまま予算だけ通せばいいのだと、だからこのような具体的な資料を付けずに出すのだと。片方は町で多少政策的に味付けをするから資料を出すのだという考えでいいのですか。商工業者関係でも直接町の予算を通らないで商工会を通して交付金が出されるものもありますが、その辺の住み分けはどのようになってくるのか。

では、これは今回3回目だけれど、高尾総務課長の話はトータル的には分かるのだけれど、いつといつといつに出して、1回目はこのようなところが主眼でした。2回目はこのような主眼です。3回目はこのような主眼ですと整理して答えてください。直接国からくるから大雑把に説明すればいいというのではなくて、予算を通す以上はある程度まで理解をしたいのですがそこが分からないのです。高尾総務課長、今言った部分を整理してください。

私たちも審議しているからここで言うのもおかしな話なのだけれど、本来過去の資料を見ればわかるのですが、今日改めて聞くのですが、3回目の日付と、どのように違っているのか。 非課税世帯というのはいいのだけれど、内容的にどのように違うのか理解したいので説明してください。

- 〇副議長(氏家裕治君) 大塩企画財政課長。
- **○企画財政課長(大塩英男君)** まず、議会の説明資料の関係でございます。国の事業でそのままやるからいらないということではなくて、前田議員ご指摘のとおりコロナの交付金の事業につきましては、国から市町村の実態に即したそのまちの事業を実施しなさいという通知が来ておりますので、町として本町においてどのような事業がいいだろうということで、いろいろ

議論はあるかと思いますが、このような事業を提案させていただきたいという観点から、このような形で詳細的な資料を用意してございます。

今回の物価高騰の、国の非課税世帯の事業につきましては、私の説明不足があるかと思うのですが、このような資料とは別に私から説明させていただいて、事業を執行させていただきたいという考え方でございます。

- 〇副議長(氏家裕治君) 高尾総務課長。
- 〇総務課長(高尾利弘君) 先ほどと重複する部分があるかもしれませんが、今回3回目ということで、1回目と2回目は住民基本台帳上の基本的な基準日は令和3年12月10日現在の住民登録、ただ、1回目と2回目の基準日はそうなのですが、令和3年1月1日と令和4年1月1日の課税状況ということで、その部分が1回目と2回目で違う。あとは転入者の取扱いが1回目と2回目で変わってきました。

あとは、新型コロナウイルスの影響を受けてというところが中心だったのですが、今回は物価高騰の影響を受けてということで、金額が10万円から5万円になったところは変わっていますが、対象については変わらない。家計急変世帯が、従来はコロナの影響を受けて、その後非課税ではなくても翌年度の1月1日から12月までの収入が非課税と同程度になってしまうというような部分だったのですが、今回は令和4年1月から12月までの家計急変の部分でいうと、コロナではなくて物価高騰による影響とか、そのようなものも含めて明らかに収入が非課税世帯と同等のものになることになりまして、その辺の家計急変世帯の取扱いが変わってくるというところがございます。

- **〇副議長(氏家裕治君)** 6番、前田博之議員。
- ○6番(前田博之君) 実績で対象者と、今言われた税の部分。なぜ聞いているかと言ったら、 今高尾総務課長が言われたけれど、1月1日によって非課税世帯と言うけれど、我々年金を受 けていて非課税になるか、何百円か町民税がかかるかというボーダーラインがあるのです。そ の部分の人がもらえた人がもらえなくなったり、もらえなかった人がもらえたりとなります。 そういうのは3回やっているのだからあります。

説明はもういいですから、1回、2回にどれだけの対象者がいて、税金がどのような状況になっているのか。3回目は今日の説明を受けても分からないから、3回目はこのようになっているというのを31日までに整理して、箇条書きで分かるように出してほしいのです。何回説明を受けても分かりませんので、数字だけ確認したいと思います。

〇副議長(氏家裕治君) 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前101時44分

○副議長(氏家裕治君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。 ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇副議長(氏家裕治君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、報告第1号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更について)の 議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

〇企画財政課長(大塩英男君) 報告第1号 専決処分の報告についてでございます。

議案書報1-1をお開きください。専決処分の報告についてでございます。

記といたしまして、(2)、議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲(当該金額が500万円を超える場合にあっては、500万円以内)で変更すること。この変更をするため専決処分を行ったところでございます。

続きまして、議案書報1-2をお開きください。専決処分書でございます。

記、1、工事名 萩野小学校大規模改修(建築主体)Ⅱ期工事(外部第1工区)。

- 2、現請負金額 1億1,165万円。
- 3、新請負金額 1億1,459万8,000円(294万8,000円増)でございます。
- 4、概要 本工事における鋼製建具の改修については、一部補修のうえ塗装更新とする工事 計画としておりましたが、内部への浸水による腐食が著しく、補修による機能回復が困難とな り、撤去新設する改修方法に変更する必要が生じたため、増額変更をしたものでございます。 よろしくお願いいたします。
- ○副議長(氏家裕治君) 議案の説明が終わりました。

これより、報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどう ぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇副議長(氏家裕治君) 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第1号の議案説明を終わります。

日程第3、報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)の議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

〇総務課長(高尾利弘君) 報2-1をお開きください。報告第2号の専決処分の報告でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分としたので、同条第2条に規定により報告するものであります。

記については、第2条の専決処分の規定でございますので、朗読を省略させていただきます。 次のページをお開きください。専決処分書でございます。令和4年10月3日付で専決処分を したものであります。

記、1、損害賠償額11万121円。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりであります。

次のページであります。事故の発生状況であります。

- 1、日時、令和4年9月14日水曜日、午前10時30分頃。
- 2、場所、白老町大町1丁目1番1号、白老町役場駐車場。

- 3、当事者、(甲)、(乙)、記載のとおりであります。
- 4、状況、令和4年9月14日水曜日、午前10時30分頃、白老町役場駐車場において、(甲)が草刈り作業中、草刈り機からの飛び石が駐車場西側に駐車していた(乙)車両に衝突し、車両後部が破損したものでございます。
 - 5、被害の程度、(乙) 車両リヤガラスの破損。
- 6、損害賠償の額、本件は(甲)が草刈り作業をする際、安全確認を怠ったこと等により発生した事故であるため、(乙)車両の修理等11万121円(全額)を(乙)に対し支払うことで示談とするものでございます。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

次のページに事故発生状況の図面を付けております。

○副議長(氏家裕治君) 議案の説明が終わりました。

これより、報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどう ぞ。

9番、吉谷一孝議員。

- **〇9番(吉谷一孝君)** この事故に関してなのですが、車があることを確認していたと思うのですが、そこに対して石が跳ねないような措置を行った上での草刈り作業であったのか。そこを確認したいと思います。
- 〇副議長(氏家裕治君) 高尾総務課長。
- ○総務課長(高尾利弘君) 道南綜合土建さん側のほうに後ろ向きでやっていたということと、 措置としてはネットがあるのですが、一部間が空いていたという状況で、今回このようなこと になってしまったということです。
- 〇副議長(氏家裕治君) 9番、吉谷一孝議員。
- **〇9番(吉谷一孝君)** 分かりました。対策はとっていた上でなったということ、ある意味仕 方がない部分もあるかと思うのですが、草刈り作業のときには飛び石はあるので、今後作業す るときには十分その辺を注意して行ってもらうよう指導していただきたいと思います。
- **〇副議長(氏家裕治君)** 高尾総務課長。
- ○総務課長(高尾利弘君) 草刈り作業中の事故でこのようなことがないように車の移動など も含めて指導を徹底していきたいと思います。
- **〇副議長(氏家裕治君)** そのほか、特に聞いておく必要がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(氏家裕治君) 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の議案説明を終わります。

日程第3、報告第3号 専決処分の報告について(白老町一般会計補正予算(第7号))の議案について、説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

〇企画財政課長(大塩英男君) 報告第3号でございます。議案書、報3-1をお開きください。 記といたしまして、(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及

び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。こちら補正をするため専決処分をいたしたと ころでございます。

続きまして、報3-2をお開きください。このたび専決処分により予算の補正をさせていただいた令和4年度白老町一般会計補正予算(第7号)は、86万8,000円を追加いたしまして、総額113億761万1,000円とするものでございます。

歳出から説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費86万8,000円の増額補正でございます。10月10日発達した低気圧の影響により、暴風・大雨・洪水警報が本町に発令され、竹浦地区、石山地区、白老地区において大雨・暴風による路肩の決壊、風倒木などの災害が発生したことにより、災害応急作業の委託料49万5,000円、重機借り上げ料15万4,000円、災害復旧用の原材料費21万9,000円を計上するものでございます。

続きまして歳入の説明をさせていただきますので、7ページにお戻りください。前年度繰越 金86万8,000円でございます。歳出の財源といたしまして、前年度繰越金を全額充当するもので ございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○副議長(氏家裕治君) 議案の説明が終わりました。

これより、報告第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要がある方はどう ぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(氏家裕治君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○副議長(氏家裕治君) 以上をもって、定例会10月会議の議案説明は全て終了いたしました。 これをもちまして、議案説明会を終了いたします。

(午前10時54分)